

論点1:対象となる設備の捉え方

主な意見

【設備毎(HE単位)を対象】

- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 施設単位、500端子以上を対象設備とする事が望ましいと考えます。
- ・ ケーブルテレビでは放送業務はヘッドエンドごとに独立しているため、ヘッドエンドを中心とした設備ごとで、これまでの施設許可または登録が必要とされる引き込み端子数501端子以上を対象設備とすることが適切である。
- ・ 施設毎に501端子以上の施設に対して規定することで異論なし(小規模施設を複数所有しても安全基準は個々の施設毎に対策すべきもの故)。
- ・ ひとつのヘッドエンドを中心とした各設備毎に安全・信頼性の対象となる設備かどうかを考えることが適切である。(施設単位)その際、501端子以上の設備を対象とすることが適切である。
- ・ ヘッドエンドを単位とした管理が適切と考える。
- ・ 安全・信頼性の対象となる設備としては、施設単位とし、ヘッドエンドを中心とした設備毎にするのが好ましい。
- ・ 信頼性を向上させるために非常用以外のヘッドエンド設備から種分けをしているような場合も考えられるが、設備の単位はあくまで主たるヘッドエンド設備の設置単位とすべきではないか。
- ・ 送出系機器故障の際の影響範囲は、その施設の送出マスター(ヘッドエンド)単位で発生するため、施設単位での規定が適切ではないか。
- ・ 地理的に分散した複数施設を各々独立に運用している事業者も存在し、その規模や停波時の影響度合いなども様々であることから、現行法と同様に「施設単位」で捉える事が適切と判断。
- ・ 一つのヘッドエンドを中心とした設備毎に、安全・信頼性の対象とすべきであり、その施設規模は、影響を受ける視聴者数(対象世帯数)を基準とすべきで、電波あるいは事業用電気通信設備の規模と同等な世帯数で考えるべきである。
- ・ 加入者が施設の運営を兼ねている施設は、自己責任で対応することが妥当で、このような施設は端子数によらず対象から除外すべき。地デジ導入を契機に、いわゆる接続施設が増加しており、“一つのヘッドエンドを中心とした”とする施設の単位は、このような地域での運営実態に合わず、施設組合間の係争防止の点からも運営者をくくりとする施設単位の考え方も必要。
- ・ 登録一般放送事業者の放送施設。但し、受信点設備・サブHE・HEから幹線設備までとする。

【事業者毎を対象】

- ・ 現状の登録申請スキームの継続を希望します。安全性議論の結果、申請時に変更が生じる場合は、個別に議論させてください。
- ・ 登録の単位として、事業者単位が望ましい(システム全体で設置・拡張等を考慮すべきもの故)。
- ・ 電気通信事業法の設備の扱いは事業者単位となっており、事業者単位とすべき。仮に施設単位とするのであれば、役務利用放送事業者に対しても、規制の公平性の観点から、施設単位の規定を設けるべき。

【その他】

- ・ 取り扱う放送のうち地デジは基幹放送であり、再送信する場合はそれ相応の対応が必要と考える。規模の大きい事業者ほど相応の対応が必要と考える。
- ・ 単純に端子数のくくりだけでは判断できないが、多くの施設には利用者がおり、必要としている。判断基準が難しいが、あまり必要とされていない施設もあるためそういった施設については対象外。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点2:設備の規模の考慮

主な意見

【規模の指標(端子数等)を明記】

- ・ 有テレ法、有線役務の停波事故の表からは501世帯以上という数字が妥当。但し、例外規定として事業形態を考慮すべし。
- ・ 対象とする施設の規模については、ひとつの目安として従来の許可施設である501端子以上が適当と考える。ただし、端子数だけでなく論点3の“提供する放送業務”も考慮する必要あり。
- ・ 500以下、2,000以下、2,001以上で分離する。
- ・ 施設規模に相応の要件を検討すべきと考えます(例 2,000端子以下の施設への、安全・信頼性対策要件の簡便化)。
- ・ 小規模なものには共聴施設的作用のものが多く、現状を踏まえると、大規模で通信事業を行う施設のような安全・信頼性対策を講じることは(コスト面から)難しい。したがって、例えば引き込み端子数2,000以下の施設については、停波時の影響度合い等も考慮の上技術的条件を緩和するなどの措置が必要。
- ・ 施設の規模としては、そのヘッドエンドにおける引き込み端子数の規模に応じ、安全・信頼性の要件を定めることが好ましい(引き込み端子数の規模としては、一般放送の業務が及ぼす影響や設備改修の規模などを勘案し考慮すべき。2,000? 5,000?)。
- ・ 加入世帯数1万世帯以上の施設とする。但し、加入世帯数1万世帯以下の登録一般放送設備も準拠することが望ましい。
- ・ 規模の境界線は、全国の自治体の世帯数を考慮すると、数10,000端子とする考え方もあるが、通信にならない30,000端子とする考えも妥当である。

【規模の指標は明記していない】

- ・ 施設の規模により障害発生時の影響度は異なるので、施設の規模に合わせ安全・信頼性対策の要件を変えることが適当である。
- ・ 施設の規模により、加入者への影響度合いを考慮して、幹線の冗長化・機器の冗長化・予備機器の保有基準・無停電電源の有無・非常用発電設備の有無等の安全・信頼性対策の要件を検討することが適切である。
- ・ 施設規模の考慮については、基本的には論点の通りと考える。ただし、IPマルチキャスト事業者の設備規模の定義については議論が必要と考えられるが、1 (4)の考え方に従い別途議論させていただきたい。詳細については、本作業会でなく、御省と個別議論させていただきたい。
- ・ 施設の規模は、影響を受ける視聴者数(対象世帯数)を基準とすべきで、電波あるいは事業用電気通信設備の規模と同等な世帯数で考えるべき。

【その他】

- ・ 異論なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 論点1と同じ。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点3:提供する放送業務の考慮

主な意見

【再放送(再送信)のみは対象外(又は最低限の規律)とする】

- ・ 設置目的から考え、再送信のみ設備については緩和すべき。
- ・ 自主放送を行っている事業者を対象とし、同時再送信のみを行っている施設については、論点2の規模であっても対象外とすることが適当ではないか。
- ・ 自主放送や多チャンネル放送(※別紙)をサービスする放送業務(再送信のみは含まない)を行う事業者の設備を対象とする。
- ・ 地デジの再送信しか行わない事業者は例外規定で救うべきではないか。但し規模の考慮は必要。自主放送を行う事業者は営利を目的とする場合とそうでない場合とで区別する必要を感じる。
- ・ 再送信のみの施設と、自主放送、多チャンネル放送を実施する施設との要件を考慮すべきと考えます(例 再送信のみの施設への、安全・信頼性要件の簡便化)。
- ・ 地上波同時再送信や文字放送等の行政情報のみ送出する事業者の設備については、過度な安全・信頼性対策を求めるべきではない。一方、スタジオ設備を所有し、番組を自主制作している自主放送やBS放送・CS放送等他チャンネル放送や通信によるVODサービスを行っている事業者の設備については、そのサービスや規模に応じた適切な安全・信頼性対策を求めるべきである。
- ・ 基幹放送の再送信(BS含む)しか行わないもの(自主放送なし)は、多くが非営利法人や共聴組合であるため、最低限の安全・信頼性対策を要求するにとどめるべきである。自主放送を行う設備については、その規模に応じた安全・信頼性を求めるべきである。ただし、自主放送でも自治体などが運営する非営利で公共性の高い内容のものについては考慮が必要であると考え、災害情報などは適切に視聴者に伝えるため安全・信頼性が必要であり、内容の線引きについては検討が必要。

【非営利であれば対象外とする】

- ・ 非営利の共聴施設などでは地上波やBS(無料)放送の再送信しか行わない小規模なものがほとんどであることから、現行以上の安全・信頼性対策を講じることは(コスト面から)難しい。多チャンネルや自主放送なども行っている場合と比較しても相対的に停波時の影響は小さく、技術的条件についても緩和措置が必要。
- ・ 同時再送信(地上、衛星)+コミュニティチャンネル自主放送の非営利設備も過度な対策を求めるべきでない。
- ・ (2)の論点で整理されるであろう規模が一定数以上で、加入者が運営者となっていない施設への適用であることを前提に、すべての放送を対象とすべき。

【放送業務によらず規律をかける】

- ・ 基幹放送である地上TV、BS放送の再送信サービスとする。但し、加入世帯数3万世帯以上の施設の場合は自主放送サービスも対象に含む。
- ・ 自主放送を行なう事業者の設備も地上波の再放送しか行なわない事業者と同等の安全・信頼性を持つべきであり、過度な安全・信頼性については、その業務が及ぼす影響範囲にて検討することが適切と思われる。

【その他】

- ・ 特に意見ございません。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 再送信のみ、自主放送も行っているなどあるが、利用者が必要としている施設であれば、安全・信頼性は必要と思う。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点4:設備の形態や伝送方式の考慮

主な意見

【伝送方式は考慮する必要なし】

- ・ 視聴者視点で考えると、電波、再送信やその伝送方式(RF/IP)に関係なく同様な機能があるべきで、安全・信頼性についても同様に考えるべきである。なお、影響を受ける視聴者数(対象世帯数)を基準として規定する必要がある。
- ・ 同軸ケーブルのみの設備、HFCの設備、FTTHの設備のうち、RFの設備はヘッドエンドの構成において、概ね同様と考えられる。一方、IPマルチキャスト方式の伝送設備にルーターやスイッチなど別設備を用いているので、RF方式と分けて考えたほうがよい。
- ・ 特に伝送方式(同軸/HFC/FTTH/IP等)により区分は定めない。但し、受信点設備・サブHE・HEから幹線設備までとする。
- ・ 設備については特段意見なし。伝送方式については、加入者の視点からは安全信頼性が伝送方式毎に異なることは理解しづらいと考えられるため、伝送方式で差異を設ける必要はないと考える。

【伝送方式を考慮して検討すべき】

- ・ 異論なし。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ RF方式とIPマルチキャスト方式を分けて考えるべき。
- ・ RF方式設備とは分けて考えることが望ましい。具体論は別途協議させていただきたい。
- ・ 提示された「資料作2 1-7-1」の論点に示されるとおり、RF系の設備とIP系の設備は、別に検討する必要がある。
- ・ 設備の形態としてFTTH,HFCなどで区分する必要はない。しかし、伝送方式としてRF方式とIP方式では、その要件を区別する必要があると考えます。
- ・ RF設備とIPマルチキャスト方式の設備については、その装置構成が異なることから、分けて検討すべきであるが、安全・信頼性については同等なポリシーにもとづくべきである。
- ・ RF方式とIP方式とでは、伝送品質などの規定も異なる部分があるため、分けて規定する必要があると思われる。ただし、同じRF方式であれば、同軸のみの場合やHFC等の設備的な違いによる差は少なく、同じ規定内容としても問題無いと思われる。
- ・ 設備形態での区分については、伝送媒体・伝送形態による区分ではなく、伝送方式(全同軸方式、HFC方式、FTTH方式のRF伝送(専用線)によるものと、IPマルチキャスト方式によるもの)による区分が適当と思われる。
- ・ IPマルチキャストの設備においては、基本的に電気通信設備規則が併用されると考えられるので、分ける必要があると考える。設備の形態について、ヘッドエンド設備は特に分ける必要がないが、伝送路設備は幹線の設備についての定義を、たとえば「受信者端子が501端子以上接続されている部分」などの配慮が必要と考える。同軸伝送路の場合、幹線を全て冗長化する事は現実的でない。基本的にはHFCの光伝送路部分の冗長化までが望ましい。

【その他】

- ・ FTTHでは屋外で電気を利用していないことから、落雷対策等、同軸区間の基準と一定の差異を認めてもよいのではないかと。
- ・ IPマルチキャスト放送は、テレビ放送とは違い要求のあったチャンネルの番組のみを配信するという点から「自動公衆送信」とみなされているようだが、多人数に同時に番組を配信するという点では「放送」と同じ。著作権法上でも「放送」と認めるための方向と思う。
- ・ 放送品質としてくるべきで、インフラを区別すべきではないと考える。但し、地デジ再送信のみなど放送業務や規模での考慮は必要。また、第1種通信事業を営む事業者はインフラは同じで一部放送に特化する部分のみ今回の技術基準が適応される。その意味では作業班1と整合性を取るべきではないかと。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点5:電気通信事業法に基づく安全・信頼性の技術基準の考慮

主な意見

【事業法に基づいた基準とすべき】

- ・ 意見なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 基本的には論点の通りと考えます。
- ・ 同レベルの技術基準とすることが望ましい。
- ・ 電気通信事業法に基づく基準に準拠することが適当。
- ・ 電気通信事業法に基づく安全・信頼性基準の考えに基づくべき。
- ・ 電気通信事業法に基づく安全・信頼性が確保されている施設については、これに準拠することが適当と思われる。
- ・ 電気通信事業法に基づく安全・信頼性の技術基準とするが、放送業務に適切と思われる内容を検討する必要があると考えます。
- ・ 電気通信事業法に基づく安全・信頼性基準の考え方に準拠することを基本として、電波による放送と同等の安全・信頼性基準をすべきである。
- ・ 電気通信役務をサービスする事業者の施設について、適切な範囲で電気通信事業法に基づく安全・信頼性基準の考え方に準拠することが適当である。
- ・ 異論なし。電気通信役務が提供されていない施設やヘッドエンドから受信者への単方向の施設を除いて、有線TV放送施設において、電気通信事業法に基づき、安全・信頼性が確保されるべきである。
- ・ 既に、有線テレビジョン放送施設において、電気通信役務を提供している場合は、電気通信事業法に沿った安全・信頼性に準拠しているが、電気通信役務を提供していない事業者もあることから、それらの設備の実態を把握したうえで、安全・信頼性の技術基準を考慮すべき。

【追加意見】

- ・ 電気通信役務が提供されていない施設は、別枠で検討されることが望ましい。
- ・ 事業法の安全・信頼性に関する技術基準をベースにすることで、整合が取りやすくなると考えられる。ただし、同じ設備でも用途により影響度合いが異なることや、受信空中線系設備のような放送用途のみの設備に関する規定追加などを考慮する必要がある。
- ・ 1種の通信事業者の兼務が多いことを考慮すると電気通信事業法に基づく安全・信頼性の考え方に準拠することは適当と考える。兼務事業者は同等を前提とし、専業事業者には準じた法律を適用すべきと考える(より軽微でかつ、業態を考慮)。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点6: 予備機器等

主な意見

【予備機器等は設置若しくは配備することが必要】

- ・ 異論なし。
- ・ 防衛の観点からも予備機器等の配置は一応出来ているものとする。
- ・ サブHEを予備設備とする場合は、サブHEとHE間との間の伝送路設備は複数の経路を持つこと。
- ・ HEから光幹線設備間の光ファイバーは必ず予備線を持つ。また、ルートバックアップ光回線があることが望ましい。
- ・ 幹線設備は予備機器を持ち、故障等のときに速やかに切り替えできること。また、幹線設備機器は2重化されていることが望ましい。
- ・ 受信設備・HE設備は予備機器を持つ、またはサブHEのバックアップ信号を切り替え使用可能であり、故障等のときに速やかに切り替えできること。
- ・ 日常的に流通していない機器を使用することが多い、ヘッドエンド設備を保護することが最重要。その他については、不具合時に影響を受ける世帯数や想定される復旧時間を考慮して保護する範囲の基準を決めることが妥当ではないか？
- ・ 実時間で放送サービスしているヘッドエンド設備とサブヘッドエンド設備との信号の伝送路は、なるべく複数の経路により設置することが適切である。予備機器の保有や保守の外部委託も認めるべきである。多チャンネル放送(※別紙)サービスのみの信号はSTB設置を考慮すべきである。
- ・ 予備機器の保有を求める基準として、故障による加入者への影響度合いを考慮すべきである。予備機器の設置の代替として、同一ネットワーク上のセンター-サブセンター間相互の受信点や光送受信機の冗長化の措置を認めるべきと考える。この際、伝送路上の心線の確保も必要と考える。
- ・ 放送信号の送出系機器については、予備機器の設置若しくは配備が必要と思われる。なお、サブヘッドエンド設備等ヘッドエンド設備と同等機能を有する設備についても同様とし、ヘッドエンド設備とサブヘッドエンド設備相互間の連絡線についても予備回線の設置を規定することが適切と思われる。
- ・ 作業班1の地デジ対象設備イメージにあるように番組送出設備(HE)、中継設備(サブHE)、伝送設備などのように分類して規程すべきではないか(完全二重化、N:1冗長構成など)。

【外部委託等の措置も認めることが必要】

- ・ 障害の影響度(HE>幹線>分配線)、施設規模による要件の検討、および、予備機器の外部委託などの措置の検討も必要と考えます。
- ・ IPマルチキャスト系事業者については設備構成の考え方が異なることが想定されるので、1(4)と同様にRF方式設備とは分けて考えることが望ましい。また、保守の外部委託等の形態の多様化については認めていただきたい。
- ・ 停止した場合の影響範囲が大きい主要設備や線路設備については、予備機器の設置や配備することが適切であるが、その対応が難しい場合は、運用体制などで停止における影響範囲を最小限にできるような措置についても認めるべきではないか。
- ・ ヘッドエンド内の主要機器については、予備機器等を持たせることでよいと考えられるが、持たせ方については、委託先での保有も認められるようお願いしたい。また、事故頻度の少ない受信空中線系設備まで施設毎に予備を確保しておくことは現実的でないことから、応急復旧機材等での暫定対応が取れるよう配慮されていればよいものとしていただきたい。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点6: 予備機器等

主な意見

【線路設備についての対策は要検討】

- ・ 同軸システムでは幹線部分について予備の線路、複数経路の設置は困難。
- ・ 小規模な事業者にとって、幹線の範囲が広がるFTTHの場合は特に、幹線部分での予備の線路・芯線の設置は難しい。規模や形態に応じて適用除外等柔軟な運用を行うべきではないか。
- ・ 電気通信事業法では、端末回線についての予備機器の設置は適用が除外されている。したがって、放送用設備についても事業用設備と同様に、ヘッドエンドから受信者までのアクセス系設備(伝送路設備)を端末回線とし、適用を除外すべきであると考える。
- ・ 予備機の設置若しくは配備はヘッドエンド設備、幹線への送信設備について必要。ただし、保守契約などに基づき一定時間内に現地への配備が可能であるなど、準じる措置についても認めるべき。また、幹線の冗長化について複数経路の設置は困難な場合が考えられる。

【過度な二重化は避けるべき】

- ・ ヘッドエンドをはじめ設備の二重化は小規模施設にとって大きな負担となる。大規模施設と同じ扱いは無理と思う。国からの補助金などが無いとまず不可能。費用は地上波D1チャンネル当たり500万円、6波で3,000万円。簡易型であれば、6波で300万円。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点7:故障検出

主な意見

【故障検出機能等は設けるべき】

- ・ 異論なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 影響を受ける対象世帯数を基準として要件を定めるべきである。
- ・ 論点の通りと考える。また、基幹放送と一般放送で要件を分けて考える必要はないでしょうか。
- ・ 電源停止は即重大事故につながるため、停止等の際の検出機能は必須と考える。なお、電源設備以外でも、ヘッドエンド設備の主要な機器として1系統に周波数多重された放送信号を扱う能動機器等(増幅器、光送信機等)についても、同様の規定が必要ではないか。
- ・ 加入者全体に影響する重大な事故として、ヘッドエンド設備の電源供給停止等については、運用者に即、通知する機能を備えることが適切と考える。一方、ヘッドエンド設備引込端子数などの施設規模によっては、加入者からの連絡による故障検出も認めてよいと思われる。
- ・ HE設備および幹線設備の電源供給停止、設備の動作停止、設備の動作不良、誤設定その他の放送に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊又は故障(以下「故障等」という。)が発生した場合に、次の各号の対応が可能となるよう措置が講じられていなければならない。
 - 一 故障等の発生を直ちに検出し警報する。
 - 二 故障等について運用責任者に通知する。

【緩和措置若しくは代替措置も検討すべき】

- ・ 停止した場合の影響範囲が大きい主要設備や線路設備について、故障検出の配備をすることが適切であるが、その対応が難しい場合は、代替措置として、モニター監視や加入者からの申告等などの措置についても認めるべきではないか。
- ・ ヘッドエンド設備、幹線の設備については故障検出し通知する機能は必要と考える。ただし、再送信しか行わない施設では、設備が単方向のものがほとんどであるため、これらの施設についてはヘッドエンド設備の故障検出にとどめるべきと考える。
- ・ 小規模(共聴)施設においては、故障検出機能を装備しているケースは少なく、停波時の影響度合いを考えれば、こうした施設にまで故障検出の義務化を行うのは現実的ではない。したがって、例えば引き込み端子数2,000以下の施設については、省略可能とするなど配慮願いたい(小規模施設は、エリアも狭く、設備構成もシンプルであることから、試験機器及び応急復旧機材の配備や委託先を含めた保守体制の整備で十分対応可能と判断)。
- ・ MIB・STM等で、故障検出が可能であるが、その範囲(伝送路においては、1WAYシステムは不可)及び、施設規模に応じた要件の検討が必要と考えます。

【その他】

- ・ ハード面に併せてソフト面(電気通信主任技術者選考)の活用定義が望ましい。
- ・ 通知機能は必要だが、大規模施設と同じ扱いは無理。線路ステータスマニタについては、ユニット・ソフトで1,000万円以上。
- ・ 一部のシステム、機器では既に対応している旨聴く。機器としては標準装備し、情報の吸い上げなどのシステム運用は事業規模、業務形態で規程すべきではないか。
- ・ 故障などが発生したことを検出するのか、発生しそうなことを検出するのかで、基準が変わる。また、検出とはどのようなことを指すのか、例えば、テレビを有人でモニタしていても異常の検出は十分できる。検出機能を義務づけるよりも事業者が異常を認知できるまでの時間とその対応について、議論する方が重要ではないか? 検出機能を義務づけるのであれば、その効果を検証すべき。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点8:一般放送の業務に用いられる電気通信設備の防護措置

主な意見

【防護措置は不要】

- ・ 不要。
- ・ 不要と考える。
- ・ 必要なし。
- ・ 意見なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 項目不要と考える。
- ・ 本内容は不要と考える。
- ・ 有線放送では該当しないと考える。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 放送では該当しないことから削除すべき。
- ・ 当該電気通信設備には不要である。
- ・ 「資料作2 1-7-1」に示された論点に賛同。
- ・ 事業用電気通信設備規則での防護措置の観点では、一般放送の業務に用いられる電気通信設備においては不要と考える。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備においては、他の放送事業者から受信した信号などにより重大な故障につながるとは想定されないことから、本内容は、当該電気通信設備に不要と思われる。
- ・ 現状では、不要と思われる。ただし、将来に渡り、他の放送事業者から受信した信号等により重大な故障につながる恐れがあるのであれば、事前に検討しておく必要があると思われる(無線系と考え方と整合すべき)。

【防護措置は必要】

- ・ スタジオ設備等はサーバ機器から構成されるケースが増えているが、リモート保守等の目的で、インターネット接続される場合、セキュリティが適切に確保されるべきである。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点9:試験機器及び応急復旧機材の配備

主な意見

【外部委託等も含めた義務化は必要】

- ・ 異論なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 必ずしも自社で機材等を整備せずとも委託などにより即応体制が整っていればよいのでは？
- ・ 試験機器および応急機材の配備にあたっては、運用者もしくは保守委託先が所有していれば、実運用上の支障はないものとする。
- ・ 試験機器及び応急復旧機材の配備は措置がされている必要があるが、保守契約などに基づいた、準ずる措置についても認めるべきである。
- ・ 必ず必要となるものであるが、施設毎に確保する必要はなく委託先を含めた保守拠点に確保するのが一般的と考えられる。したがって、資料作2 1-8の 原案でよいと思われるが、「工事、維持又は運用を行う場所」には委託先も含めていただきたい。
- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が妥当とであるが、保守業務を外部委託しているケースも考えられるため、必ずしも事業者自らが配備せずとも、同等の試験機器の配備および応急復旧処置を講ずる体制を外部委託先にて確保することも認める。
- ・ 設備の工事、維持または運用を行なう事業場において、試験機器及び応急普及機材の配備を行なうことが適切であるが、これに準ずる措置として、外部委託などの保守についても認めるべきである。
- ・ 設備規模に相応した基準の検討、及び、外部委託が可能とする内容の追記が必要と考えます(例 施設毎に機材を確保するのではなく、保守センターで一括管理する事も可能とする。)
- ・ 対象機器の定期的な点検および検査を行うこと。また、予備機器は定期的な機能確認等を行う。放送設備の工事、維持又は運用を行うため、当該設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
- ・ 電気通信設備の試験機器や応急復旧機材配備の考え方については電気通信事業法の定めるところに準ずるべきと考える。
- ・ 電気通信事業法に基づく試験機器及び応急復旧機材の配備が適当で外部委託も認めるべき。また、電波による放送と同等(影響を受ける世帯数)に考えるべきである。
- ・ 当村のように小規模施設については外部委託など保守形態をとっている場合が多い。低価格スペアなら60万円程度で購入できるので必要かもしれない。応急復旧機材は高価出で数多く持つことが出来ない(ノード80万・PSもバッテリー込み70万円)。

【人的確保も必要】

- ・ 配備する応急復旧機材の配備に併せて人的確保制約も必要ではないか。

【その他】

- ・ 放送における試験機器や応急復旧機材の定義が不明である。定義の明確化とともに必要最小限の対応は必要と考える。メンテナンス事業形態をここで論じるべきかいささか違和感がある。対応の放送は事業者の裁量に含むべきではないか。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点10:異常ふくそう対策

主な意見

【対策は不要】

- ・ 必要なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 不要と考える。
- ・ 該当事業が存在せず、不要。
- ・ 当該電気通信設備には不要である。
- ・ ふくそうはないので項目不要と考える。
- ・ 放送サービスにおいては、本基準は必要ないと考えます。
- ・ 設計段階で通信集中による通信不能はまず無いので不要。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備においては不要と考える。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 「資料作2 1-7-1」に示された論点に賛同。
- ・ 放送では該当しないことから削除すべき。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備については、「異常ふくそう」に相当する事象が発生することがないことから、本内容は、当該電気通信設備に不要と思われる。

【IPマルチキャスト方式には必要】

- ・ RF設備については、異常ふくそうに相当するものはないが、IPマルチキャスト方式の場合については、IPパケットの異常ふくそうが想定されると思われるため、その対策を講じる必要があるのではないかと。
- ・ IPマルチキャスト方式を除いて、異論なし。IPマルチキャスト方式として、異常ふくそう対策以外にも考慮すべきことがあると推察するが、弊社得意分野でないため、他構成員様よりご意見賜れれば幸いである。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点11:耐震対策

主な意見

【大規模地震を考慮した対策が必要】

- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が適当と考える。
- ・ 事業用電気通信回線設備の規定を変更する特段の理由は無いことから、資料作2 1-8の原案でよいと思われる。
- ・ ヘッドエンド設備の転倒防止や構成部品の脱落防止等の最低限の措置は必要と考える。影響を受ける対象世帯数を基準として、大規模な地震についても考慮すべきと考える。
- ・ 通常想定される程度の地震に対しては、ヘッドエンド設備の転倒防止や構成部品の脱落防止などの措置は必要。引き込み端子数が10,000を超えるような電気通信設備については大規模な地震に対しても考慮すべき。また、建造物自体の強度不足が多々存在すると考えられる。
- ・ 対象放送設備は、通常想定される規模の地震による転倒及び移動、並びに構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、緊結、固定その他の耐震措置が講じられなければならない。また、耐震措置は、大規模な地震について考慮したものでなければならない。
- ・ 1の(2)の論点で整理されるであろう規模が一定数以上で、加入者が運営者となっていない施設への適用であることを前提に、ヘッドエンド設備には、大地震などで被害を受けた場合でも短時間で復旧できる程度の被害で済むよう、最低限の耐震対策などの措置が望ましい。

【大規模地震を考慮する必要ない若しくは困難】

- ・ 大規模な施設においても既設建築物、ヘッドエンド設備を大規模地震対策することは困難。
- ・ 停止した場合の影響範囲の大きい主要設備に対し、通常想定される規模の地震に対する耐震対策を施すべきである。なお、大規模地震についての耐震対策は、放送業務のみであれば、電気通信役務と同様の措置を講じる必要はないと思われる。

【その他(大規模地震による考慮について回答なし)】

- ・ 必要。
- ・ 異論なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 特に意見ございません。
- ・ 設備規模により、要件の簡便化が必要と考えます。
- ・ 対応が必要と考える。一般住宅同等以上の対応は最低必要と考える。
- ・ 非常時・通信伝達の観点からも耐震対策配置の規制は必要。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備においても、通常想定される規模の地震に対して、ヘッドエンド設備の転倒防止や構成部品の脱落防止は必要と思われる。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点12:電源設備

主な意見

【対策は不要】

- ・ 必要なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 不要と考える。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 当該電気通信設備には不要である。
- ・ 機器構成上、本基準は必要ないと考えます。
- ・ 自家用発電機や蓄電池による対策があれば、電源設備の予備は不要。余りにも負担が大きい。
- ・ 自家用発電機・蓄電池・複数系統による給電・電源車等の対策が取られている場合には、電源設備の予備機器の設置または配備は不要ではないか。
- ・ 「資料作2 1-7-1」に示された論点に賛同。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備については、消費電流は受信者の繁忙時に無関係であること、停電対策がなされている場合にあっては電源設備の予備は不要と考えられることから、資料作2 1-8の原案通り削除すべき。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備については、消費電流は受信者の繁忙時に無関係であることから、消費電力容量や電力変動対策については不要と思われる。また、自家用発電機やバッテリーなどの無停電対応がなされている場合には、電源設備の予備の機器の設置または配備は不要と思われる。
- ・ 自家用発電機及び蓄電池が設置されていれば、電源設備の予備は不要と考える。
- ・ 放送設備用の電源設備に関しては、動作電圧、動作電流の変動許容範囲の規定は不要と考える。また、自家用発電機および蓄電池等の停電対策が講じられていれば、さらなる予備の電源設備設置の規定は過剰ではないか。
- ・ 消費電力容量や電力変動対策については、影響がないことから不要である(IPマルチキャスト方式の場合は確認が必要)。また、電源設備の機器における予備機器の設置または配備については、これに準ずる措置が講じられている場合(自家用発電機・蓄電池など)は不要である。

【対策が必要】

- ・ 商用電源の変動に対応する電源設備であること。特に幹線設備用電源装置。HE設備について、故障対策として予備電源ユニット等を有し、停電対策として無停電電源装置や自家用発電機より電源供給が可能であること。
- ・ 平常繁忙時の安定に電源を供給する定義を同考えるかであるが、一般家庭が受信できる以上に安定に供給しないとイケないのは確かである。ケーブル事業者のHEでも電源の二重化やEPS化はそれなりに行われており、実態の把握により最低の予備化は必要と考える。
- ・ 電気通信設備の電源設備の考え方については、基本的には電気通信事業法の定めるところに準ずるべきと考えるが、その実施方法については可能な限り事業者委ねることが望ましい。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点13: 停電対策

主な意見

【対策は必要】

- ・ 必要。
- ・ 異論なし。
- ・ 賛成である。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が妥当と考える。
- ・ ヘッドエンド設備に加えて、線路設備(ノード装置、増幅器等)についても停電対策を考慮すべきである。
- ・ 現行の電気通信事業法と同等もしくは以下の要件であるべきと考える。
- ・ 主要設備については、自家用発電機または蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講じるべきである。
- ・ 停電対策の考え方については、基本的には電気通信事業法の定めるところに準ずるべきと考えるが、その実施方法については可能な限り事業者に委ねることが望ましい。
- ・ HE設備は、通常電源の異常時において放送が継続できるよう、速やかに予備電源装置又は予備の購入電力線に切り替えられる措置が講じられていなければならない。自家用発電機の設置又は可搬型発電設備の配備を行う場合には、その燃料について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保に努めなければならない。

【条件により対象となる設備を限定する必要がある】

- ・ 引き込み端子数・設備規模・範囲(HE>幹線>分配線)などで要件を検討すべきと考えます。
- ・ ヘッドエンド設備の電源については、自家用発電機又はバッテリーなどの停電対策が必要と思われる。ただし、施設の規模により緩和条件も設けるべきと考える。
- ・ 現在通信事業を実施しているヘッドエンドであってもチャンネルリースのみの場合は、交換設備を有しないことから、自家発電機は設置していない。したがって、資料作2 1-8の原案における()内記述は削除願いたい。また、小規模施設については、影響度合いも小さいことから停電対策を実施していないケースが多い。このため引き込み端子数2,000以下程度については、設置を省略できるよう願いたい。(全電力の2007年実績でも1軒当たりの年間停電回数と停電時間はそれぞれ、0.14回、16分となっており、停電時の保守対応が十分とれていれば問題無いと考えられる。)
- ・ 自家用発電機又は、蓄電池の設置その他これに準ずる措置は必要。ただし、再送信のみを行う施設で引き込み端子数が5,000以下はヘッドエンド設備に限定するのが望ましい。
- ・ ヘッドエンド設備の電源は、蓄電池あるいは自家用発電機などで停電対策をする必要がある。影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある。
- ・ 1の(2)の論点で整理されるであろう規模が一定数以上で、加入者が運営者となっていない施設への適用であることを前提に、何らかの措置が望ましい。施設の規模が小さい場合は、設置エリア内の加入者宅でも停電している可能性が高いため、小規模施設は対象から除外すべき。

【その他】

- ・ 受電方式の違い(2系統受電、1系統受電など)も考慮が必要。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点14:誘導対策

主な意見

【光ファイバは除いて適用】

- ・ 異論なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 特に意見ございません。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 一般放送用の電気通信設備についても事業用と同一条件下で運用されることから資料作2 1-8の原案通りでよい。
- ・ 設計段階で行われているはずだが、離隔など基本的に必要。
- ・ 光ファイバ部分を除き、事業用電気通信設備規則に基づく基準と同等で良いと考えます。
- ・ 特段意見なし。ただし、光ファイバーは電磁誘導が発生しないため、敢えて光ファイバーを除外する規定を設ける必要はないと考える。
- ・ 幹線設備は、電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていなければならない。但し、光ファイバーは電磁誘導は発生しないので対象外とする。
- ・ 同様の誘導対策の要件を求めることが適当であるが、影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある。また、光ファイバー伝送路は対象外とする。

【光ファイバの構成要素に対しては検討が必要】

- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が適当と考えるが、光ファイバの場合ファイバ心線そのものには電磁誘導作用は発生しないが、テンションメンバが鋼線の場合の規定は不要か？
- ・ 誘導対策についても考慮すべきであるが、連盟のアンケート結果を見ても対策を施していない事業者が半数いることから、その実態をよく見極めたうえで判断したかどうか。また、光ファイバについては、テンションメンバの導電性を見た上で判断すべきと思われる。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備についても、同様の誘導対策の要件を求めることが適当である。光ファイバを伝わる信号に誘導の影響は出ないが、光ファイバケーブルを構成するテンションメンバ等の一般の鋼線材料が含まれている場合には、誘導対策が必要となる。

【耐雷については要検討】

- ・ 統一された標準規格はないが、線路機器には何らかの耐雷対策がなされている。誘導対策は必要であるが、耐雷措置を含め標準規格などのガイドラインを定める必要がある。

【新たな規律は不要】

- ・ 不要と考える。
- ・ 従来から有線電気通信法をもとに、従前から同軸ケーブルの施設では加入者宅に保安器が設けられているので、新たな規定は不要ではないか？
- ・ ここでいう誘導対策とは何を意味するのであろうか。通信の加入者線路が非シールド線に対しケーブルはシールドされた同軸ケーブルが使われている。光は当然であるが、あえて規程する必要はないのではないか？

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点15: 防火対策

主な意見

【対策が必要】

- ・ 必要。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 異論なし。
- ・ 賛成である。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ HE放送設備の設置場所には、自動火災報知設備及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。
- ・ 通信機械室の現状や設備規模に応じて定める事が必要。
- ・ ヘッドエンド設備を収容する機器室は、防火対策が必要と考える。影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備についても、ヘッドエンド設備を収容する通信機器については、同様の防火対策の要件を求めることが適切と考える。
- ・ 防火対策の考え方については、基本的には電気通信事業法の定めるところに準ずるべきと考えるが、その実施方法については可能な限り事業者に委ねることが望ましい。
- ・ コンテナ・とう道などは省き事業用電気通信設備規則に基づく基準と同等で良いと考えます。
- ・ 防火対策については、自衛以外に公衆への影響も考慮し、適切に自動火災報知設備及び消火設備を配置すべき。コンテナなどやとう道の記述については、設置場所のひとつであり、あらためて記述するものではないと思われる。

【適用除外若しくは緩和措置も検討すべき】

- ・ パンザマスト・電柱等への設置等、curb形態用全般については、適用除外とすべきではないか。
- ・ 資料作2 1-8の原案でよいと思われるが、再送信のみの場合で、引き込み端子数2,000以下程度の施設では、影響度合い等を考慮し、省略できるよう願いたい。(電源系の負荷電流適正化、空調機の適正運用、漏れ電流対策、トラッキング防止策など保守点検を的確に実施することで出火リスクを大幅に低減でき、万一出火につながる事象が起きたとしても多くの場合入力ブレーカ断や画質異常等で事前把握が可能。)
- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が適切と考えるが、サブセンター等の小規模局舎については影響範囲が限定的であることから、柔軟な運用が必要ではないか。
- ・ 通信機器室への火災報知設備と消火設備は設置されている必要があるが、自動消火設備については小規模な設備やサブセンターでは設置が難しいと思われるため、消火設備を配備するにとどめた方がよいと考える。
- ・ 1の(2)の論点で整理されるであろう規模が一定数以上で、加入者が運営者となっていない施設への適用であることを前提に、消防法などに基づく何らかの措置が望ましい。ヘッドエンド設備に局舎を持たない小規模の施設は、対象外とすべき。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点16:屋外設備

主な意見

【対策が必要】

- ・ 必要。
- ・ 必要と考える。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 賛成である。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 事業用電気通信設備規則に基づく基準で良いと考えます。
- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が妥当と考える。
- ・ 一般放送用の電気通信設備についても事業用と同一条件下で運用されることから資料作2 1-8の原案通りでよい。
- ・ 屋外設備設置の考え方については、基本的には電気通信事業法の定めるところに準ずるべきと考えるが、その実施方法については可能な限り事業者に委ねることが望ましい。
- ・ 屋外設備については容易に触れないように設置されていることが適切である。
- ・ 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないような設置が必要と考える。影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある。
- ・ 建物を除く屋外設備については、通常想定される気象の変化などの外部環境の影響を容易に受けないものであることが適切である。また、公衆への影響を考慮し、設備規模に関わらず措置を講じるべきである。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備についても、建築物を除く屋外設備について、同様の要件を求めるべきと考える。これは、電柱所有者の共架基準や、自立柱の引張強度の設計荷重等から要求条件が決まるとされる。
- ・ 放送設備の受信設備および幹線設備並びにこれらを支持し又は設置するための屋外工作物(以下、「屋外設備」という。)は、通常想定される気象変化(温度、湿度、風圧、降雪等)、振動、衝撃、圧力、塩害、粉塵、煤煙その他、その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないための措置が講じられていなければならない。

【適用除外若しくは緩和措置も検討すべき】

- ・ 引込み線や集合住宅における分配器については性質上、近隣住人が容易にそれらに触ることが出来る場合がある。これらについては適用除外という考え方ではないか。
- ・ 1の(2)の論点で整理されるであろう規模が一定数以上で、加入者が運営者となっていない施設への適用であることを前提に、何らかの措置が望ましい。影響が少ない小規模の施設は、対象外とすべき。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点17:一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置する建築物等

主な意見

【対策が必要】

- ・ 必要。
- ・ 必要と考える。
- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 賛成である。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が妥当と考える。
- ・ 一般放送用の電気通信設備についても事業用と同一条件下で運用されることから資料作2 1-8の原案通りでよい。
- ・ 災害などの影響を容易に受けないように設置されるべきである。また、温度、湿度の管理や、公衆が容易に触れることができないようになっていることが望ましい。
- ・ 基本的には論点の通りと考える。なお、事業者がスタジオ等を保有する場合、その設置ビルは本論点の中ではどういう扱いになるのかご教示いただきたい。
- ・ 基本的には、同様の要件を求めることが妥当と考える。なお、多様な設備の実態を考慮し、当該建築物の所有の有無や影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある。
- ・ 建築物等は、堅固で耐久性に富むものであること。HE設備室等は、関係者以外が容易に立ち入り、又は関係者以外が容易に当該設備に触れることができないよう、施錠その他必要な措置が講じられていなければならない。

【設備の規模等による緩和措置が必要】

- ・ 建物などの有無・規模による要件の検討が必要と考えます。
- ・ 小規模局ではマンション・アパートの一室を借用しているような例もあるが、これらについても施錠・鍵の管理等が適切になされている場合においては、電気通信事業と同様に許容されるとすべきではないか。
- ・ 基本的には、要件を満たすべきであるが、建物の改修の実態に応じ適切な要件を定めて欲しい。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備についても、基本的には、同様の要件を求めるべきと考える。ただし、多様な設備の実態を考慮し、当該建築物の所有の有無や設備の規模に応じて、無理のない適切な要件を定めることが必要と思われる。

【公衆への対処だけで十分】

- ・ 公衆が容易に立ち入れないことを担保する程度の基準でよいのでは。災害の影響は、通常考えられる範囲で回避しているはずであり、火災の影響は想定が難しい。局舎を持たない小規模の施設は、除外すべき。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点18:適用除外

主な意見

【設備の実態等による検討が必要】

- ・ 異論なし。
- ・ 意見なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 賛成である。
- ・ 特に意見ございません。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 基本的には、同様の適用除外の内容を定めることが適当であるが、現状の有線放送設備の実態を踏まえるとともに影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある。
- ・ 「資料作2 1-7-1」に示された論点に賛同。
- ・ 設備の規模に応じて定めるべきと考える。
- ・ 一般放送の業務に用いられる電気通信設備についても、基本的には、同様の適用除外の内容を定めるべきと考える。適用除外の内容は、現状の有線放送設備の実態を踏まえ、小規模な設備だけではなく、設備の規模に応じて適用除外の内容を定めるべきである。
- ・ 設備の規模によって、適用除外を定める事が良いと考えます(例 500端子以下)。
- ・ 利用者の建築物又はこれに類するところに設置するものについては除外するのが適当である。さらに小規模(引き込み端子が5,000以下)な一般放送の業務に用いられる電気通信設備についても除外されることが適当である。
- ・ 基幹放送である地上TV、BS放送の再送信サービスが、加入世帯数1万世帯以下の放送施設。または、自主放送サービスが、加入世帯数3万世帯以下の放送施設。
- ・ 設備実態に応じ、その安全・信頼度対策が何らかの代替措置などで、ある一定以上確保できるのであれば、規定から除外することを定めるべきと思われる。

【除外対象条文を現行より更に追加】

- ・ 資料作2 1-8の原案において、第1項及び第2項は原案通りでよい。ただし、第3項については、施設実態を考慮し、第5条、第11条及び第13条も含めるべき。

【特例措置も検討すべき】

- ・ 事業用電気通信設備規則の第54条(特例措置)と同様の規定についても必要ではないか。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点19:経過措置

主な意見

【経過措置は設ける必要がある】

- ・ 異論なし。
- ・ 意見なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 賛成である。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 経過措置は必要と考えます。
- ・ 経過措置は必要と考える。
- ・ 別途〇〇により定められた期間は経過措置として技術基準の適用を免除できる。
- ・ 既存の設備は、適切な経過措置を設ける必要がある。影響を受ける対象世帯数(電波による放送と同等)を基準として考える必要がある(疑問点:別紙*)。
- ・ 既存の設備については、安全・信頼性に関する技術的条件を満足できるよう、経過措置を設けるべきである。
- ・ 施行規則公布後に各事業者が予算措置をすることを考えると、少なくとも1年程度の経過措置を設けることが必要ではないか。
- ・ 既存の設備については、経過措置を設ける事が良いと考えます(例 1-2年程度)。
- ・ 技術基準の規定内容に沿って無理なく移行させる必要があることから適切な経過措置が不可欠。特に小規模施設の設備強化を伴う場合は、対象施設数、事業者規模等を考慮し、最低でも2-3年程度は必要と考えられる。
- ・ 既存の設備については3年以上の経過措置や、補助金などの対応が必要と考える。
- ・ 当然経過措置が無いと無理、5年間は必要。
- ・ 「資料作2 1-7-1」に示された論点に賛同。設備規模などにより、経過措置も一様でなくてもよい。
- ・ 規定を準拠するにあたり、設備改修費用が発生するため、例えば、設備更新時期に合わせて、実施するなどの経過措置を設定して欲しい。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

論点20: 重大事故の基準について

主な意見

【電気通信事業法の基準と同様で問題ない】

- ・ 異論なし。
- ・ 特段意見なし。
- ・ 論点の記載は妥当と考えます。
- ・ 「資料作2 1-7-1」に示された論点に賛同。
- ・ 電気通信事業法と同じとするのが望ましい。
- ・ 電気通信事業法に基づく基準と同等で良と考えます。
- ・ 電気通信事業法に基づく基準と同等の規制が必要。
- ・ 原則として事業用電気通信設備規則に準じた規定が適当と考える。
- ・ 重大な事故の基準については、電気通信事業法に基づく基準と同様、利用者(加入世帯)の数及び停止時間を基準にすることがよい。
- ・ 重大な事故については電気通信法同様加入者数と停止時間でよいと思う。
- ・ 重大事故の基準については、数多くのケーブルテレビ事業者が電気通信役務も有線テレビジョン放送施設において実施していることから、電気通信事業法に基づく基準と同様に利用者の数及び停止時間にすべきと思われる。
- ・ 電気通信事業法で定められている値を参考にすることが望ましい。ただし、IPマルチキャストについては影響世帯数の定義がケーブル事業者と異なるため1- のとおり分けて別途議論させていただきたい。
- ・ 事業用電気通信設備と整合を図り、事故の規模(重要性判断)による基準の制定を願いたい。(例えば利用者数1万以上で、かつ停止時間2時間以上など)。
- ・ 影響を受けた利用者数が3万以上、かつ、停止時間または品質の低下の時間が2時間以上を基本と考えるが、電波による放送と同等に考える必要がある。
- ・ 加入世帯数3万世帯以上かつ停波時間2時間以上。但し、本基準の対象となる施設については、×分以上の停波事故の記録を残すことを課す。
- ・ 電気通信事業・放送事業兼業の事業者も多くいることから、電気通信事業法の基準に準拠し、利用者数3万以上かつ罹災時間2時間以上とすることが運用上適切ではないか。
- ・ 基幹放送の地デジの再送信と一般放送の定義を明確にすべき。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

自由記入

主な意見

・ 地上放送などとの関係

ケーブルテレビ局のヘッドエンドやサブヘッドエンドの放送視聴者数は、衛星の中継器(トラポン)や地上放送の送信局(広域・県域)より少ない狭い。ほぼ市区単位の地上放送の中継局との同等に扱うのが妥当と考える。よって、信号伝送路の二重化、予備機器や耐震対策など「安全・信頼性」については、その単位で同等な技術的条件の検討が可能ではないか。

※ 多チャンネルサービス

多チャンネルサービスを受信するにはSTBが必要である(市販テレビでは視聴できない)。STBは市販テレビより普及率が少なく、サービスの影響度は地上放送再送信に比べて少ない。(注1)。その普及率を考慮して、影響を受ける視聴者数(対象世帯数)を規定する必要がある。

注1: JEITAホームページ掲載データ

地上デジタル放送受信機国内出荷実績(2009年12月分) から、2009年年計(1-12月)

地上デジタルテレビ: 13,579千台 ケーブルテレビ用STB: 1,632千台(地上テレビの約12%)

疑問点 *

以下の法律と同じように、施行後の経過措置が可能かどうかの検討が必要。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則(平成一七年一月七日法律第一二〇号)抄

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

以上

上記の条文では詳細は不明であるが、安心・安全の建築基準法(地震対策)について確認が必要。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

自由記入

主な意見

- ① 基本的には、電気通信事業法の基準に、可能な限り、準拠することが望ましいのではないか。また、有線・無線の区分によらず統一的な基準が望まれるが、設備の形態の差異に起因する特徴がある場合には、実情にあわせた基準が相応しく、有線・無線で基準が異なることになるのはやむを得ないのではないか。
- ② 電波障害対策事業については利用者が限定されており、また事業者と利用者との間で運用方法、安全信頼性等について合意が出来ている場合も多い。安全信頼性に関して利用者と事業者との間で了解ができている場合は、技術的条件で縛る必要はないのではないか。
- ③ 事業用電気通信設備規則第54条(特例措置)では、総務大臣の承認の下に同規則の定めによらないで設備を事業の用に供することができる旨の規定がある。これは、耐用年数を越えた設備など規則に合致させることが不可能な設備や、他サービスへの移行やサービス中止を予定しているサービス用設備など規則に合致させるための投資が経済的に不合理な設備が存在する一方、これら全てに対して例外規定や経過措置で網羅することは現実的に難しいことを受けたものと理解しているが、放送法の技術的条件にも同様な条項を入れることが望ましいのではないか。
- ④ IPマルチキャスト方式においても、地上波デジタル放送やBS放送の同時再送信を行う事業者は、圏域・改ざん等に対して、自主放送のみを行う事業者に比べ、より厳しい基準が適用されるべきではないか。

(無線系放送における技術的条件(案)に対する意見)

1. 事業用電気通信設備規則に沿った形になっていることから、概ね賛同はできる。ただし、無線系設備と有線系設備を整合が取れないケースも想定されることがあることから、その場合は設備毎に要件を定めるべきと思われる。
2. ④の耐震措置については、大規模な地震を前提としており、有線系放送設備との整合をはかるものはかなり難しいものと思われる。
3. 電源設備に関する措置の第2項であるが、装置における動作電圧や消費電流の目視ができるものを意味しているのか？また、この記載は、事業用電気通信設備規則にも見当たらないことから、必要ないのではないか？
4. 停電対策に関する措置の第二項であるが、事業用電気通信設備規則にも見当たらないことから、特に記載する必要がないのでは？
5. 耐雷措置については、事業用電気通信設備規則にも見当たらず、特に記載する必要がないのでは？

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

自由記入

主な意見

- ・ 設備規模が千差万別であるので、対象とすべき施設をまず明確にすることが重要。【論点2に対する意見】
- ・ いわゆる共聴は、事業主が加入者でもあるため、設備は自己責任で運営することが基本であり、今回の保護からは対象外とすることが妥当。【論点1に対する意見】
- ・ 現行の事業法にて実施している自己確認届出方式にてお願いしたい。(確認事項と必要要件を主体として規定し、実現手段に幅を持たせることができることから、各事業者の実態に合わせた対応が可能であるため。)
- ・ 「資料作1 1-12」は、大規模でかつ停波時の影響の大きい基幹放送の技術基準検討の方向性としては、ほぼ妥当な内容と思われるが、これをそのまま一般放送にあてはめることは実態と大きくかけ離れることとなり問題がある。
- ・ 一般放送も基幹放送と同様、地上系／衛星系があり、放送内容も基幹放送と類似しているが、下記の点で大きく異なることから、技術基準は法改正の主旨を踏まえつつも別の体系にて整理する必要があると考える。
【基幹放送と一般放送の違い】
 - － 基幹放送の設備分類に沿って比較すると、一般放送の設備の主体は「伝送設備」の枠組みにほぼ含まれ、「番組送出設備」及び「中継回線設備」は全く無いか、あってもごく僅かであること。
 - － 放送内容によって異なる設備となる部分が限定的であり、放送内容毎の規定は不必要と考えられること。
 - － 一般放送は、一般的に基幹放送よりは規模が小さく、停波時の影響も小さいこと。
- ・ 耐雷措置 受信点設備・幹線設備は、雷害を防止するための措置が講じられていなければならない。
- ・ 定期点検 対象機器の△年ごとの点検義務と×年間の記録保存義務
- ・ 停波事故記録の保存 ○○分以上の停波事故記録の×年間の記録保存義務
- ・ 技術者の配置 教育された技術者の配置、外部委託可能。
- ・ 規模の規定 設備の端子数での規定ではなく、加入世帯数等実サービス世帯数での規定が望ましい。
- ・ 重大事故の基準 障害対象世帯3万世帯以下でも2時間以上の長時間になる場合の規定を検討すべきと考える。
- ・ 「登録」と「届出」の規模感を入れた上での議論が必要。
- ・ 基幹放送(再送信)のみのHEを分散した場合、適用除外されるか
- ・ 予備として他施設のHEから基幹放送(再送信)の信号を得てる場合の扱いはどうするか
- ・ 閾値(例:1万世帯)を超える場合の扱い(事前、事後、事中の事故の扱い)
- ・ 電波法の免許人、無線技術者(無線技士)との責務、業務分担に比較し、電気通信事業法での事業主と電気通信技術者(電気通信主任技術者)との位置づけに不整合があるように思う。工事担任者、(有線テレビジョン放送技術者)、資格の位置づけの統一などが必要ではないかと思う。

主要論点に対する意見のとりまとめ結果

メール本文に追記

主な意見

追加:無線系の技術的条件(案)を踏まえた、有線系の技術的条件(案)に対する意見募集

- ・ 多くのユーザーを抱える事業者としては妥当な意見と思います。基本的には、有線系も同じような方向が望ましいが、影響度の規模から検討すべきと考えています。(資料作2 1-7-2)の「自由記入欄」に「地上放送などとの関係」で意見を記載しました。
- ・ なお、新規添付の「地上系・衛星系」の差異は、②監視・故障検出等の措置に「衛星の軌道異常、」が追加と⑫のみに見えました。
- ・ なお、作業班1の基準案については、構成員で状況や意見を整理中と聞いており、その結果を踏まえた審議を参考にしながら、例えば3万世帯を超えるような有線設備について、同様の基準としていく事を作業班2でも検討課題にすることが妥当と思います。
- ・ 自由記入欄の最後にそれぞれ書かせていただいたのは、例えば福岡で流すべき放送番組を誤って札幌で流すようなことがないような制御を行うべきではないか、といった趣旨でございます。
- ・ 論点8・論点10については、それぞれデータ放送の場合やIPマルチキャストの場合に考慮は必要になるケースもありそうにも感じますが、一方で技術基準とまでする必要性があるとまでは感じておりません。【論点8,10に対する意見】

- 1) 第1種通信事業を実施している有線放送事業者は同一インフラを使って運用しているので共通部分は現行の電気通信事業法が適応されることになると思う。
- 2) 1)の場合で有線放送のみの部分に関しては新たに策定される技術基準が適用されること。
- 3) 有線放送のみをサービスしている事業者には今回策定予定の技術基準が適用されること。
- 4) 日本のケーブルテレビの生い立ちの特殊性、すなわち地上放送をあまねく受信することと地上放送が総合番組サービスを提供していることに鑑み、また基幹放送の災害時の報道なども考慮すると地デジの再送信に関しては他のサービス(自主放送など)よりも厳しい規制が設けられるべきであること。【論点3に対する意見】
- 5) 4)の地デジ再送信に関しては基となる作業班1での結果に準ずることが妥当ではないかと考える。
- 6) 対象の接続端子数に関しては、放送事故のデータから見ると原則501端子以上が求められるのが妥当であること。表は必ずしもそのように記入していませんが。
- 7) 作業班1の地上のアンケート用紙にあるように耐雷対策も項目に加えること。また、電源、耐震、干渉も作業班1の地上のアンケートの項目のほうがよりわかりやすい。
- 8) 例外規定は、経営形態(営利かそうでないか)、事業規模、経営状況などを考慮し検討が必要である。